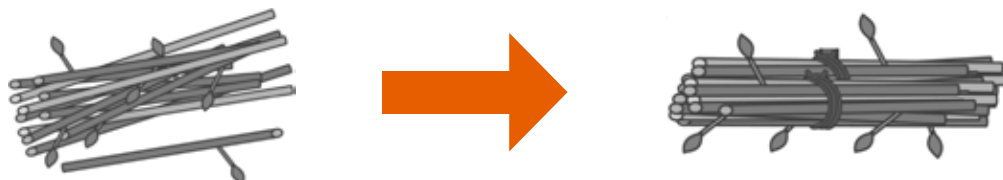


# 剪定枝の出し方について(月2回収集)

## ◆木の枝・幹（太さ10cm、長さ60cm以下）を切り束ねる。

- ・ヒモで縛れないような小枝は「可燃ごみ」になります。
- ・麻ヒモか紙ヒモで縛って「可燃ごみ集積所」に出して下さい。
- ・ビニールヒモで縛ると回収できません。



## ◆上記より大きな太さ20cm、長さ2m以下の剪定枝は「南部清掃センター」に直接持ち込むことができます。

- ・枝についている葉はそのまま南部清掃センターへ搬入してください。

## ◆枝についているかしの実（どんぐり）や松ぼっくりの水分が少ないものは、剪定枝と併せて持ち込み可能です。

- ・柿やミカン等水分を多く含む果実は外してください。ごみ分別は「生ごみ」です。

**！注意！** 次のようなものは、南部清掃センターに搬入できません。  
「可燃ごみ」として「中央清掃センター」へ持ち込みください。

- ・毒性のある植物→キョウチクトウ、ユズリハ、シキミ、あじさい、あせび、うるし等



- ・繊維質の多い植物→竹、笹、篠、シュロ、つるの木(藤、クワイ、ブドウ)等



- ・病害虫に侵された植物→松食い虫、赤星病、腐った樹木等
- ・落ち葉や草、根っこ等は可燃ごみになりますのでご注意ください。